

平成 30 年 2 月 26 日

お客さま各位

S M B C コ ン シ ュ ー マ ー フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社

「プロミスカード会員規約」「ローン規約」一部改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

平成 30 年 4 月 2 日（月）より、「プロミスカード会員規約」および「ローン規約」（以下、「規約」といいます。）を一部改定いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の概要

遅延利率の起算日を明確にすることを目的に“遅延利率の適用時期”について規約に明文化いたします。

2. 改定する条項

規約	改定する条項
プロミスカード会員規約	・遅延利率、および遅延利息の計算方法（第6条）
ローン規約	・遅延利率、および遅延利息の計算方法（第5条）

※新旧対照表は次頁以降に掲載いたします。

3. 留意事項

- ・改定後の規約は、平成 30 年 4 月 2 日より順次差替えいたしますが、差替えの都合により、改定前の規約が交付されることがあります。改定後の規約の交付をご希望のお客さまは、プロミスコールまでお問い合わせください。
- ・本規約の改定は、遅延利率の適用時期を明文化するものであり、お客様取引への影響はありませんのでご安心ください。



■ 携帯電話・PHSからもご利用可能です。

新旧対照表（プロミスカード会員規約）

現行	改定後	改定理由
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p> <p>1. 遅延利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。</p> <p>2. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。</p> <p>第7条～第32条 省略</p> <p style="text-align: right;">[平成 <u>28</u>年 <u>10</u>月版]</p>	<p>第1条～第5条 省略（変更なし）</p> <p>第6条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）</p> <p>1. <u>お客様が第25条の規定により期限の利益を喪失したとき期限の利益の喪失日の翌日から本規約にもとづく債務の完済日まで、遅延利息を支払うものとし</u>ます。</p> <p>2. 遅延利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。</p> <p>3. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。</p> <p>第7条～第32条 省略（変更なし）</p> <p style="text-align: right;">[平成 <u>30</u>年 <u>4</u>月版]</p>	<p>※遅延利率の適用時期を明文化</p> <p>※規約の施行時期を改定</p>

新旧対照表（ローン規約）

現行	改定後	改定理由
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>第5条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>1. 遅延利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。</p> <p>2. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。</p> <p>第6条～第25条 省略</p> <p style="text-align: right;">[平成28年10月版]</p>	<p>第1条～第4条 省略(変更なし)</p> <p>第5条（遅延利率、および遅延利息の計算方法）</p> <p>1. <u>お客様が第18条の規定により期限の利益を喪失したとき期限の利益の喪失日の翌日から本規約にもとづく債務の完済日まで、遅延利息を支払うものとします。</u></p> <p>2. 遅延利率は、当社所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。</p> <p>3. 遅延利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。</p> <p>第6条～第25条 省略(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">[平成30年4月版]</p>	<p>※遅延利率の適用時期を明文化</p> <p>※規約の施行時期を改定</p>

以上